

座間市自治会総連合会規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、座間市自治会総連合会（以下「市自連」という）と称する。

(事務所)

第2条 市自連本部は、座間市役所ふれあい会館内に置く。

(会 員)

第3条 市自連は、座間市に在住し、市自連に加入する単位自治会をもって組織する。

2 地区自治会連合会（以下「地区自連」という、別表1に定める）は、個々の単位自治会だけでは対応できない事業の推進並びに単位自治会と市自連とを繋ぐ役割をする。

3 市自連は会員世帯に会員の証として会員証を発行する。

第二章 事業と目的

(目 的)

第4条 市自連は、単位自治会並びに地区自連の自主性を尊重しつつ相互の緊密な連携のもとに、住民の安全安心と福利の増進に努める。また単位自治会並びに地区自連の健全な運営を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 市自連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利増進に関すること。
- (2) 防災、防犯、その他安全安心に関すること。
- (3) 単位自治会並びに地区自連の課題及び意見等を市政に反映させること。
- (4) 単位自治会並びに地区自連の運営に対する協力、援助に関すること。
- (5) 単位自治会並びに地区自連に対する補助金等に関すること。
- (6) 単位自治会並びに地区自連の活動に関する調査、研究に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

第三章 機 関

(機関の種類)

第6条 市自連の機関は、総会、理事会、役員会、部会とする。

第四章 総 会

(総 会)

第7条 総会は、市自連の最高議決機関であり、代議員、理事及び役員をもって構成する。

2 総会は代議員制とし、代議員は単位自治会100世帯単位に1名を選任する。

ただし、100世帯に満たない単位自治会は、1名選出する。

3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

4 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2カ月以内に開催する。

5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 地区自連の過半数から、議案内容が同一理由の請求があったとき。

(総会の招集)

第8条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は会議を開会する10日前までに、臨時総会は7日前までに、会議の目的及び内容、日時及び場所を示して、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第9条 議長は、総会に出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第10条 総会は、代議員(委任状を含む)の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第11条 総会の議決は、規約の改廃は出席代議員(委任状を含む)の3分の2以上、その他は過半数の賛否をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 何らかの事情により総会を開催できない場合、会長はその事由を明記の上、代議員に書面を送付して賛否を求め、総会に代えることができる。なお、可否同数の場合は、可決したものとする。

(総会の議決権)

第12条 代議員は、総会の議案のすべてについて、議決権を有する。

2 事業を執行した年度の理事及び役員は、発言権を有するが議決権を有しない。

3 代議員が総会に出席できないときは、代議員と同一の単位自治会に所属する代理人により、議決権を行使することができる。

(総会の議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決する。

(1) 決算及び事業報告。

(2) 予算及び事業計画。

(3) 資産管理の報告。

(4) 規約の改廃。

(5) 役員を選出。

(6) その他、市自連の重要事項に関すること。

(総会運営)

第14条 総会の運営に関する必要な事項及び議事処理等は別に定める。

(議事録の作成及び保管)

第15条 議事録は、議事の経過及びその結果を記載し、議長及び議事録署名代議員2名の署名押印を要する。

2 会長は、議事録を保管し、会員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。

第五章 理事会

(理事会の構成)

第16条 理事会は、理事及び役員をもって構成する。

(理事の種類)

第17条 市自連に地区自連ごとに1名ずつ次の理事を置く。

(1) 理事

(2) 副理事

(理事の選任)

第18条 理事は、地区自連の会長がその任にあたる。ただし、会長に支障があるときは、地区自連の役員会及び理事会で推薦し、地区自連総会の承認を得た者を理事に選任することができる。

2 地区自連に属さない単位自治会より理事選任の申し出があった場合は、市自連の理事会で協議し可否を決定する。

(副理事の選任)

第19条 副理事は、地区自連の承認を得た者とする。

- 2 地区自連に属さない単位自治会より副理事選任の申し出があった場合は、市自連の理事会で協議し可否を決定する。

(理事の職務)

第20条 理事は、市自連の事業の執行、運営等にあたるとともに、市自連と地区自連の連絡、調整を行う。

- 2 副理事は、部会に参加し、理事の補佐を行う。
- 3 理事並びに副理事は、市自連の決定事項や要請事項を速やかに地区自連に報告し、周知徹底を図る。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は1期2年とし、総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事が辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまではその職務を行わなければならない。

(理事会の職務)

第22条 理事会は理事によって構成し、第20条の理事の職務に定めるほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項。
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議開会の7日前までに、会議の目的、内容、日時及び場所を示し、理事に通知しなければならない。
- 3 理事が会議に出席できないときは、当該地区自連の副理事を代理とする。
- 4 地区自連の要望により、副理事も会議に出席したいときは、その旨を市自連会長に届ければ出席することは可とする。但し、議決権は有しない。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこの任にあたる。

(理事会の定足数)

第25条 理事会の定足数は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(理事会の議決)

第26条 理事会の議決は、出席理事の過半数の賛否をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 事情により理事会を開催できない場合、会長はその事由を明記の上、理事に予め通知し、その後、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。なお、可否同数の場合は、可決したものとする。

(理事の交通通信費補助)

第27条 理事に交通通信費を補助する。補助に関する事項は別に定める。

(部会)

第28条 部会は、役員会に諮り理事会の承認を得て設置することができる。

2 副会長は、規約第32条第3項の職務を遂行することで、規約第5条の事業を遂行する。部会の構成、運営等は別に定める。

第六章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は役員及び事務局長をもって構成する。

(役員)

第30条 役員は、自治会総連合会の機能を円滑に進めるため、事業計画及び予算の立案をし、総会において承認された事項を遂行し、事業の確認をすることで、会の目的達成に寄与しなければならない。

(役員の選任)

第31条 役員の選任は、理事会が役員選考委員会を設置し、理事及び地区自連から推薦を受けた市自連理事経験者から選定し、総会で承認を得なければならない。

2 役員選考委員会に関する事項は、別に定める。

(役員の役職及び職務)

第32条 本会は、次の役職を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 部会担当役員 4名

(4) 会 計 1名

2 会長は市自連を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。併せて、部会の担当を兼務しその職務は別に定める。

- 4 部会担当役員は部会の運営を行う。その職務は別に定める。
- 5 会計は、市自連の会計をつかさどる。

(役員任期)

第33条 役員任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続3期までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会招集)

第34条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 役員会を招集するときは、原則として会議の前日までに会議の目的及び内容、日時及び場所を示し、役員に通知しなければならない。

(役員会議長)

第35条 役員会議長は、会長がこの任にあたる。

(役員会職務)

第36条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び理事会に付議すべき事項。
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- (4) 市自連事務局の管理運営に関する事項。

(役員会定足数)

第37条 役員会定足数は、役員3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(役員会議決)

第38条 役員会議決は、出席役員過半数の賛否をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。

(役員交通通信費補助)

第39条 役員に交通通信費を補助する。補助に関する事項は別に定める。

(専門委員会)

第40条 会長は、規約第5条に関する事業の調査、研究のため専門委員会等を設け、諮問又は権限の一部を委任することができる。専門委員会委員選任は、会長が必要とする者を選考し、役員会に諮り理事会の承認を得て選任することができる。

第七章 会計監事

(会計監事)

第41条 市自連に、会計監事2名を置く。

- 2 会計監事は、市自連の会計を監査する。
- 3 会計監事は、原則として、理事以外の自治会長の中から選出する。
- 4 規約第21条（理事の任期）の規定は、会計監事についても準用する。
- 5 会計の監査は、随時これを行うことができる。

第八章 顧問

(顧問)

第42条 市自連に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し役員会に諮り理事会の承認を得なければならない。顧問の任期は1期2年とする。

第九章 会計及び資産

(会計年度)

第43条 市自連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末までとする。

(収入)

第44条 市自連の収入は、次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) その他

(支出)

第45条 支出は、総会で議決された予算に基づき、市自連の事業目的に沿ったものに支出する。

(会計及び資産帳簿の整備)

第46条 市自連の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備保管する。閲覧については、役員会に諮り、会員又は利害関係人の書面による請求があったときは、閲覧させることができる。

(決算報告)

第47条 市自連の決算は、会計が収支決算書・財産目録等を作成し、会計年度終了後に会計監事による監査を受け、総会に報告しなければならない。

第十章 事務局

(事務局)

第48条 市自連は、事務を処理するため事務局職員を置く。

- 2 事務局長は、会長が有識者の中から選考し役員会に諮り、理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局長は、会長を補佐し、役員の名を受け事務局を統括し事務を遂行する。
- 4 事務局長の任期は定めない。
- 5 職員は、市自連全般の業務遂行のための事務を行う。
- 6 職員の就業規則は、別に定める座間市自治会総連合会事務局職員就業規則による。
- 7 事務局の運用等は、別に定める座間市自治会総連合会事務局運用規程による。

(文書管理)

第49条 市自連に於ける文書管理は、別紙文書管理一覧に従い行う。

第十一章 細 則

(細 則)

第50条 この規約の運用その他詳細事項については、細則等を設ける。

- 2 細則等の改定は、役員会に諮り理事会の承認を得て定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年1月30日に制定、平成23年4月1日から施行。
- 2 規約第5条及び第21条の規定は、規約施行後、各地区自連の状況を勘案し当分の間の経過措置をとるが、移行可能な地区自連については、速やかに移行する。
- 3 座間市自治会連絡協議会規約（平成22年5月16日施行）は廃止。
- 4 この規約は、平成24年5月26日改定、同日施行。
- 5 この規約は、平成25年5月25日改定、同日施行。
- 6 この規約は、平成27年5月30日改定、同日施行。
- 7 この規約は、平成29年5月27日改定、同日施行。
- 8 この規約は、令和2年5月30日改定、同日施行。
- 9 この規約は、令和3年5月29日改定、同日施行。
- 10 この規約は、令和4年5月28日改定、同日施行。
- 11 この規約は、令和5年5月27日改定、同日施行。

(別 表 1)

- 1 規約第3条第2項の地区自連の構成は以下のとおりとする。
- 2 地区自連の構成は、原則として平成23年4月1日から施行。

番 号	地区自治会連合会名
1	新田宿・四ツ谷地区自治会連合会
2	座間地区自治会連合会
3	入谷第一地区自治会連合会
4	入谷第二地区自治会連合会
5	立野台地区自治会連合会
6	緑ヶ丘地区自治会連合会
7	相武台地区自治会連合会
8	相模が丘地区自治会連合会
9	小松原地区自治会連合会
10	ひばりが丘地区自治会連合会
11	東原・さがみ野地区自治会連合会
12	栗原地区自治会連合会
13	南栗原地区自治会連合会